

県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議書

年 月 日

広島県 厚生環境事務所長 様

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、その名称及び代表者の氏名〕

[担当者； 電話番号；]

県外産業廃棄物の県内搬入処理に係る事前協議に関する要綱第 4 条第 1 項（第 6 条第 1 項）の規定に基づき、次のとおり事前協議します。

産業廃棄物排出事業場（排出場所） の名称及び所在地	名 称	
	所在地	
県内へ搬入処理する産業廃棄物の 種類ごとの予定量等	種 類 及び 予定量	(t, m ³)
	性 状	別紙「産業廃棄物性状表」のとおり
県内搬入処理予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
単年度ごとの種類及び予定量		
	年 月 日～ 年 月 日	(t, m ³)
	年 月 日～ 年 月 日	(t, m ³)
	年 月 日～ 年 月 日	(t, m ³)
	年 月 日～ 年 月 日	(t, m ³)
県内搬入処理する理由		
これまでの処理方法		

処理の内訳	収集運搬	自己処理・委託処理の別		自己	委託	
		収集運搬業者	氏名			
			住所			
			許可年月日			
			許可番号			
			運搬方法（車両等の登録番号）			
	処分	自己処理・委託処理の別		自己	委託	
		処分業者	氏名			
			住所			
			許可年月日			
		許可番号				
		処理施設	施設名称			
施設所在地						
産業廃棄物の種類 ごとの処分方法及び 処理量						
県内搬入処理の確認方法						

添付書類 要綱第4条第2項に掲げる書類（変更協議の場合は、当該変更に伴って必要となる書類）

- 注) 1 県内搬入処理の予定期間が次の年度にまたがる場合は、単年度ごとの予定量の欄にその内訳量を記入すること。
- 2 収集運搬業者の欄は、搬出側と搬入側に分けて、その許可番号及び許可年月日を記入すること。
- 3 同一の産業廃棄物を複数の処理施設で処分する場合は、処理施設ごとの内訳量を記入すること。
- 4 変更協議の場合にあつては、変更部分を朱書きで囲むこと。

（日本産業規格 A 列 4 番）